

監査品質向上への取組み

優成監査法人

2017年12月

統括代表社員からのメッセージ



私たちは、会計監査が社会インフラであることを強く認識し、質の高い監査を通じて社会の健全な発展に貢献することが、最も大切な使命であると考えております。この考え方に基づき、3つの基本理念を掲げて運営しております。

第一に、「健全な価値観」。会計・監査の専門家としての気概を持ち、被監査会社の健全な成長・発展のため、誠実・謙虚に行動するということです。

第二に、「社会貢献」。質の高い監査を通じて、公正なディスクロージャーを実現することにより、社会に貢献するということです。質の高い監査は、会計基準や監査基準に関する知見の涵養や法令順守はもちろんのこと、被監査会社のビジネスについての深い理解と公正な態度で対話を重ねていくことにより実践されるべきものであると認識しております。

第三に、「個と組織の成長」。質の高い会計監査の実践を通じて、会計・監査の専門家を育成していくことが、私たちの成長の原動力であるということです。

このたび、監査法人ガバナンス・コードの適用にあたり、執行機関の設置とその構成員の役割の明確化、外部の監視機関の設置をはじめとした組織的運営のための態勢の見直しを致しました。会計監査の信頼性向上という社会の期待を真摯に受け止め、今後も監査の品質向上に関する取組みを進めてまいります。

2017年12月

統括代表社員 小松 亮一

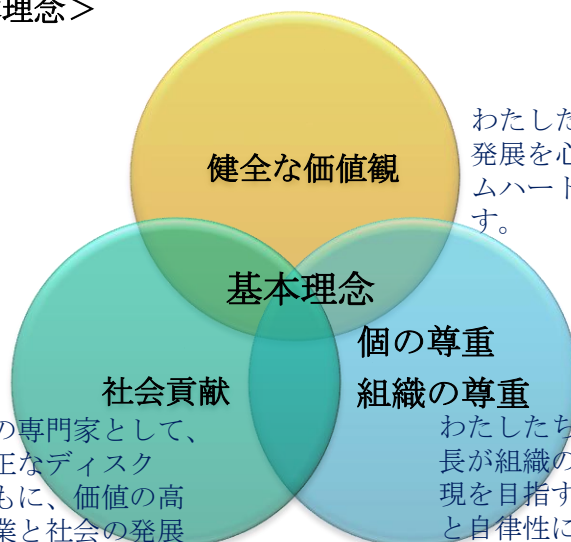
優成監査法人の基本理念

当監査法人は、会計・監査の専門家として、質の高い監査を実施し、公正なディスクロージャーを実現するとともに、価値の高い情報を創造・提供し、企業と社会の発展に貢献することを、理念として掲げています。質の高い監査の実施には、会計に関する専門知識の涵養や監査に関連する法令遵守は勿論のこと、顧客企業のビジネスモデルに対する深い理解と、客観的かつ公正に業務に臨む姿勢が重要であると認識します。役職員すべてがこのことを深く自覚し、自ら研鑽に努めることで、顧客そして社会から信頼に足るプロフェッショナルとご評価いただけるよう、今後も挑戦し続けてまいります。優成監査法人は、上場会社に係る監査業務は勿論のこと、上場準備会社についても積極的に関与しています。会計コンサルティングの領域では国際会計基準・内部統制・会社法等に至る最新のノウハウを蓄積し、高付加価値情報の提供に努めています。

システムコンサルティング、戦略的コンサルティングの領域でも、多様な顧客の要請にお応えすべく、対応する業務範囲を拡大しております。こうした活動を通じて得られた知見によって役職員一人一人の成長を促し、高い自己実現を可能にすることが、私たち組織の財産となると考えています。監査法人に対する社会的な要請が高まる中で、私たちは健全な価値観に立ち、誠実・謙虚に業務に精励することで、これからも皆様のご期待に応えてゆく所存です。

私たちは、会計監査が社会インフラであることを強く認識し、質の高い監査を通じて社会の健全な発展に貢献することが、最も大切な使命であると考えております。この考え方に基づき、3つの基本理念を掲げて運営しております。

<基本理念>



わたしたちは、クライアントの真の成長・発展を心から願い、健全な価値観とウォームハートを持って、誠実・謙虚に行動します。

わたしたちは、会計・監査の専門家として、質の高い監査を実施し、公正なディスクロージャーを実現するとともに、価値の高い情報を創造・提供し、企業と社会の発展に貢献します。

わたしたちは、メンバーひとりひとりの成長が組織の財産であると信じ、高い自己実現を目指す個人を尊重するとともに、活力と自律性に富んだステージを創造します。

品質管理管掌社員からのメッセージ

～監査品質向上への取組み～

監査法人は、適正な監査を行い、被監査会社の財務情報の信頼性を確保することを通じて、資本市場ひいては社会に貢献することがその使命となります。監査法人としての社会的使命を追求するために、当法人では、監査品質の向上に組織的に取り組み、継続的な見直し、改善を行うことが重要と捉え、次の3点を重点取組み事項としております。

<組織的品質管理>

質の高い監査の実施を最重要事項として業務に取り組んでおります。高い監査品質を確保するためには、被監査会社の本質、実態を的確にとらえ、見極める洞察力・真眼が重要であり、被監査会社との接点となる監査現場における監査チーム力、現場力が最も重要と考えています。このような洞察力、現場力を備えるためには、専門知識・経験の蓄積・円滑なコミュニケーションが重要となりますが、これらを促す組織風土・役職員のマインド・モラル・モチベーションの醸成やチーム力の向上が重要となります。

これらの現場力、監査チーム力を向上するためのサポート部門として、品質管理部門を位置付けており、組織的に監査チームをバックアップする体制を整備し、その役割を果たします。当法人は、品質管理に関する専担部門として品質管理本部を設置し、監査ツールの整備、ナレッジの共有、教育研修を通じた人材育成、情報技術の活用を通じて、監査チームをサポートし、監査品質の持続的向上に努めております。

品質管理管掌社員からのメッセージ ～監査品質向上への取組み～

< 3つのS >

質の高い監査を実施するための役職員の行動指針として、「3S」を掲げております。

「3S」とは、Speedy（迅速性）、Sincerity（親身）、Speciality（専門性・指導性）を意味します。監査という業務であっても、経済活動である以上、常に生産性・付加価値を高める努力をしなければならないと捉え、Speedyであることを重要な行動指針としています。また、質の高い監査を行うためには、被監査会社の事業内容の的確な理解が重要であり、健全な職業的懐疑心を保持しつつも、被監査会社の意見を一旦は率直に、丁寧に伺い、事実を的確に捉えるという姿勢（Sincerity）が重要と捉えております。

そのうえで、外部経済環境や企業の属する産業・業界固有の情報、過去の監査における不適切事例（データベース）や会計基準・監査基準に関する専門的知見の蓄積を通じて、被監査会社の課題事項、検討事項を早期に発見、早期に協議し、監査人としての独立性を保持したうえで、状況に応じて徹底指導・改善する（Speciality）姿勢を貫くことが重要であると捉えています。

一般に、問題事項への対処は、早期発見・早期対処が重要であり、先延ばしするほど問題が大きくなるという性質を有しています。このことを肝に命じ、Speedy（迅速性）を忘れず、被監査会社と真摯に向き合い監査に取り組む姿勢を重要な行動指針としております。

< PDCAサイクル >

どのような制度・ルールであっても策定した時点から陳腐化・形骸化するリスクが常に内包されています。このことを良く理解し、当法人の利用する監査ツールに関して、制度改正等による改訂を行うだけでなく、当法人の行った監査業務を対象に事後的に定期検証（内部監査）を実施するとともに、定期検証を通じて検出された不備事項やツールの利用者である監査現場の意見を勘案して、ツールの改善、研修による周知徹底を行い、効率的かつ効果的な監査の実現に取り組んでおります。

このような継続的な見直しに取り組むことが、生産性・付加価値の向上にもつながり、持続的な品質向上への取組みとして、重要であると考えております。

生産性・付加価値向上の取組みとして、当法人のシステム監査部門を中心にRPA（ロボティクス・プロセス・オートメーション）にも取り組んでおり、監査手続の自動化、機械化に取り組んでおります。

2017年12月

品質管理管掌社員 宮崎 哲

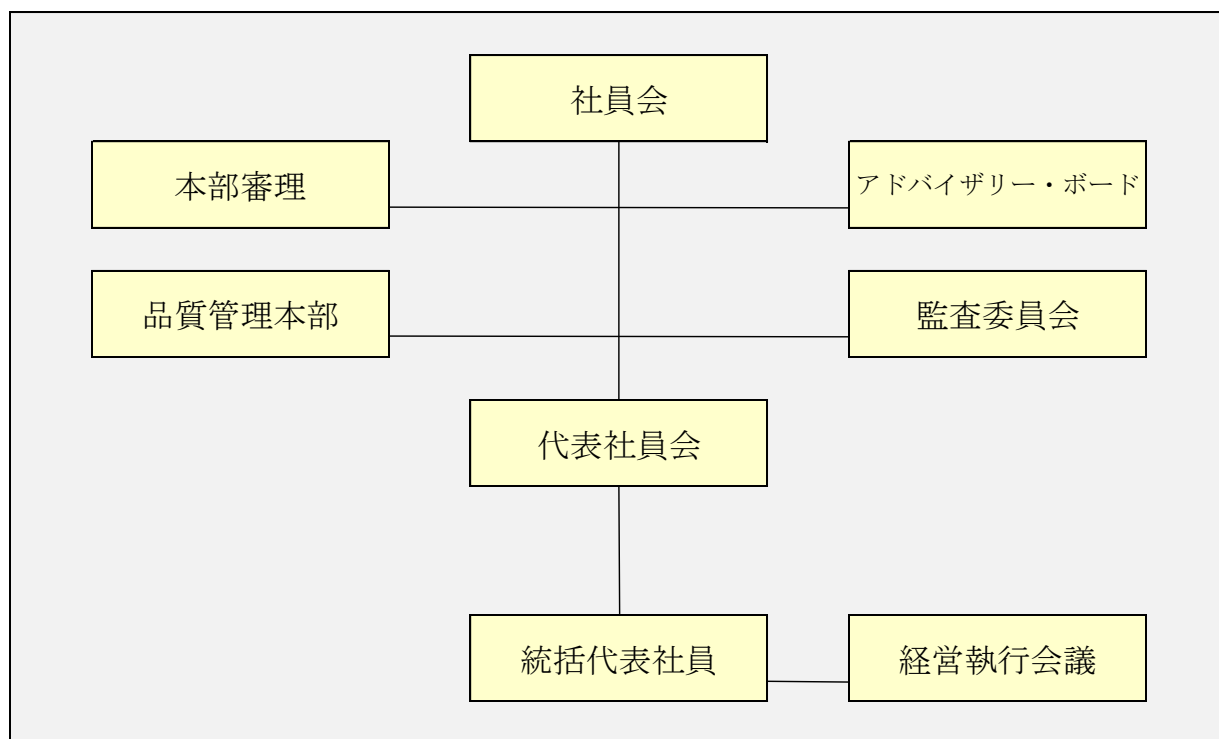
ガバナンス体制と審査体制

優成監査法人は、社員会を最高意思決定機関として位置付け、下部決裁機関として代表社員会、経営執行会議を設置し、決裁機関毎に権限を設け、組織的な運営を図っています。更に、法人全体の組織運営を独立的な立場から監視・評価する機関（アドバイザー・ボード）を設置致しました。

現在、2名の外部有識者にアドバイザー・ボードの委員として招聘し、透明性のある経営体制を敷いています。

品質管理体制については、牽制機能を持たせた審査体制を構築し、強固な品質管理体制を構築しています。

—ガバナンス体制—



アドバイザー・ボード委員の略歴:

加藤 厚(公認会計士)

中央監査法人代表社員、あらた監査法人（現PwCあらた有限監査法人）代表社員を経て、企業会計基準委員会（ASBJ）副委員長、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）ボードメンバー等を歴任。

森 寿明(弁護士)

東京地方検察庁検事任官以降、神戸地方検察庁、京都地方検察庁、大阪地方検察庁検事等を歴任。退官後、中島・宮本・溝口法律事務所に所属。

海外ネットワーク

当法人は、2011年にCrowe Horwath International (クロウ・ホース・インターナショナル) クロウ・ホース・インターナショナルのメンバーファームとしてネットワークに加盟いたしました。クロウ・ホース・インターナショナルは、全世界で100ヶ国以上に拠点を有し、200以上の会計事務所、アドバイザーファーム等

の専門家を擁するグローバルネットワークであり、グローバルネットワークランキングにおいて世界第8位の規模を誇ります。フィリピンについては、現地のクロウ・ホース・インターナショナルのメンバーファームにジャパンデスクを置いており、当法人のメンバーが駐在しております。

<沿革>

1915年	設立
1990年	米国ニューヨークにHorwath Internationalの本部を設立
2009年	Crowe Horwath Internationalにネットワーク名を変更
2011年	優成監査法人が同ネットワークに加盟

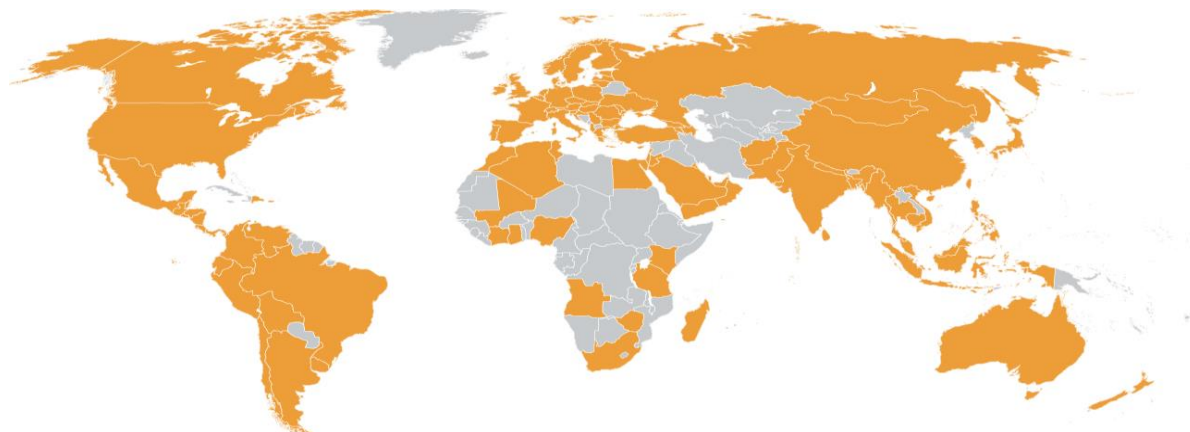
<クロウ・ホース・インターナショナルの概要>

加盟事務所数 (メンバーファーム & ビジネスアソシエイツ)	216社
国数	129ヶ国
事務所拠点数	764拠点
パートナー数	3,860人
職員数	35,327人
売上高	US\$ 37億

<会計ファーム_2016年度_売上高ランキング>

No.	ネットワーク・ファーム/ アソシエーション	売上高 US\$ 億
1	Deloitte	368
2	PricewaterhouseCoopers	358
3	Ernst & Young	296
4	KPMG	254
5	BDO	76
6	RSM International	48
7	Grant Thornton International	47
8	Crowe Horwath International	37
9	Baker Tilly International	32
10	Nexia International	32

<クロウ・ホース・インターナショナルの加盟事務所の所在国>



監査の品質を確保するための体制 ～品質管理体制～

当法人では、法令及び日本公認会計士協会が公表する監査委員会報告その他各種委員会報告等に準拠し、当監査法人及び個々の監査業務における品質を合理的に確保するため、当監査法人の定める「品質管理規程」に基づき、「最高経営責任者」を統括代表社員とするとともに、「品質管理担当責任者」として、代表社員1名を品質管理本部長に選任して、品質管理のシステム（不正リスクに対応する品質管理を含む）の整備・運用を行っております。

品質管理本部は、当監査法人の品質管理のシステムに関する方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムに関する日常的監視及び定期的な検証を行っております。

従って、当監査法人は、「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）、「監査における不正リスク対応基準」（平成25年3月26日 企業会計審議会）、「監査事務所における品質管理」（日本公認会計士協会 品質管理基準委員会報告書第1号）、「監査業務における品質管理」（日本公認会計士協会 監査基準委員会報告書220）に準拠し、監査業務の質を合理的に確保できる品質管理に関する方針及び手続を実施しております。監査業務における職務遂行の適正性確保体制につきましては、個々の監査業務の品質管理はもちろんのこと、法人全体としての業務品質の管理体制の整備・運用が重要と捉えております。当監査法人における最大の経営資源は監査業務を行う役職員となりますので、これら人的資源に対する教育・研修の充実が監査の品質管理を図るうえで重要であります。

<監査の品質を確保するための体制の概念図>



監査の品質を確保するための体制 ～職業倫理～

当法人は、当法人の役職員が監査業務に関する職業倫理を遵守することを合理的に確保するために、「職業倫理規程」を定めるとともに、全役職員から毎年、職業倫理の遵守に関する宣誓書入手することにより周知徹底を図っております。

当法人の定める職業倫理規程は、以下の5つの基本原則を定めるとともに、毎年全ての専門職員を対象に職業倫理研修を開催し、周知徹底を図っております。

<5つの基本原則>

誠実性

常に誠実に行動しなければならず、次のような報告その他の情報であると認識しながら、その作成や開示に関与してはならない。

- ・重要な虚偽又は誤解を招く陳述が含まれる情報
- ・業務上必要とされる注意を怠って作成された陳述又は情報が含まれる情報
- ・必要な情報を省略する又は曖昧にすることにより誤解を生じさせるような場合において、当該情報を省略する又は曖昧にする情報

公正性

職業的専門家としての判断又は業務上の判断を行うに当たり、先入観をもたず、かつ利益相反を回避し、また他の者からの不当な影響に屈せず、常に公正な立場を堅持しなければならない。

職業的専門家としての能力及び正当な注意

適切な専門業務を依頼人に提供できるよう、職業的専門家としての能力を必要とされる水準に維持するとともに、専門業務を提供するに当たって、適用される職業的専門家としての基準及び技術的基準を遵守し、職業的専門家としての正当な注意を払わなければならない。

守秘義務

正当な理由なく、業務上知り得た情報を他の者に漏えいし、又は自己若しくは第三者の利益のために利用してはならない。

職業的専門家としての行動

常に職業的専門家としての自覚を持ち、職業的専門家としての基準及び法令を遵守すること。信用を傷つけたり、不名誉となるような行為を行ったりしてはならない。

監査の品質を確保するための体制

～組織体制～

監査の品質管理を具現する組織体制並びに施策は、以下のとおりであります。

①審査機関

<レビュー・パートナー制について>

当監査法人は、レビュー・パートナー（独立審査担当社員）による審査制度を採用しており、監査証明書を交付する全ての監査業務（内部統制監査を含む）について、クライアントごとに独立した専任のレビュー・パートナーが、監査の契約締結・更新、監査計画の立案、重要事項に関する事前確認、監査手続の内容確認、監査上の判断及び監査意見の形成といった、監査の進捗状況に応じて段階ごとに審査を実施しております。なお、レビュー・パートナーには、監査責任者と同様にローテーション・ルールが義務付けられております。

<本部審理について>

一定の重要事項が生じた場合には、レビュー・パートナーによる審査に加え、複数名の審査委員から構成される上級審査機関となる本部審理による審査の実施を義務付けることとし、審査意見の品質管理を図っております。これらの監査業務に係る審査の方針及び手続を「審査規程」に定め、当該規程に従って業務を遂行しております。また、監査責任者とレビュー・パートナーとの間に監査上の判断の相違が生じた場合には、本部審理において審査・協議し解決を図ります。これらの監査業務に係る審査の方針及び手続を「審査規程」に定め、当該規程に従って業務を遂行することによって、監査品質の確保、監査意見形成にかかる第三者による客観性・公正性の検証を加えております。

②品質管理の監査ツールについて

当監査法人では、監査の品質管理を最重要事項と捉え、監査の品質の維持・向上に取り組んでおります。監査業務の質を合理的に確保するために、具体的な監査業務の実施の手続及び方法については、専門部署となる品質管理本部において、標準化された各種書式・雛型・ツール等から構成される「監査ガイド」を独自に開発し、当該監査ツールに基づいて監査を実施し、監査品質の統一化を実現しております。また、「品質管理本部」では各種法令、会計基準、監査基準の改正をタイムリーに把握するとともに、これらの改正事項を監査ツールへと常時反映・改訂を行っており、最新の情報を反映した監査ツールとして維持・開発を行っております。

③品質管理本部による品質管理レビュー制度

当監査法人では、各業務部門から独立した品質管理本部が、各業務部門の実施した監査業務に対する日常的監視及び定期的な検証（内部監査）の実施を行っております。品質管理本部は、各業務部門での監査の実施状況が当監査法人の定める品質管理システムの方針及び手続を遵守し、有効に運用されていることの点検を行っております。品質管理本部には専属の人員を配置し、徹底した品質管理レビューを実施し、監査業務の品質管理体制の監視を担っております。内部監査結果は、定期的に最高意思決定機関である「社員会」に報告し、組織的な対応が必要な事項については、更なる改善のための方針を決定し、当該対策に基づいて監査ツールの改良・開発を品質管理本部が行います。

以上のとおり、企画・開発から業務の実施、内部監査による定期検証、対策及び監査ツールの更なる改良・改善という一連のPDCAサイクルをそれぞれの独立した専門部署が担うことにより、監査の品質管理と品質向上に向けた見直しが組織的・継続的に実施され続ける仕組みを確保しております。

監査の品質を確保するための体制 ～監査人の独立性・監査調書～

監査人の独立性

当監査法人は、「品質管理規程」で定める独立性・職業倫理を遵守することを合理的に確保するため、「監査人の独立性チェックリスト」（倫理委員会研究報告第1号）により利害関係の有無を調査するとともに、定期的にすべての専門要員から「独立性の確認書」を入手しています。

当監査法人、業務執行社員及び監査チームは、貴社との間に公認会計士法の規定により監査報告書に記載すべき利害関係はありません。

なお、ネットワーク・ファームであるCrowe Horwath Internationalに対しても、当監査法人のクライアントリストを提示し独立性を遵守していることを確認しています。

監査調書

監査調書は監査上の意見形成を裏付ける調書として網羅性、十分性、簡潔性、明瞭性、秩序性の基本原則に基づき適切に作成・保管します。監査調書の管理については、「監査調書に関する取扱規程」に基づき、所定の書庫室に保管するものとし、当該書庫室には、セキュリティカードによる施錠を行い、権限のない者の入室を予防する措置を講じています。また、監査調書の持出し及び返却について、監査調書の入出庫の履歴を電磁的記録により保存しています。

監査調書の保存期間については、「監査調書に関する取扱規程」において、監査ファイルの最終的な整理が完了した後10年間保存するものとしています。

監査の品質を確保するための体制 ～内部通報制度・情報セキュリティ体制～

内部通報制度

当監査法人の内部者からもたらされる以下に関する情報に適切に対処することを合理的に確保するために品質管理本部に内部通報窓口を設置し、情報の収集と収集した情報への対応を行っております。

- i) 監査実施者の不適切な行為、判断及び意見表明並びに関連する法令に対する違反など、職業的専門家としての基準及び法令等に違反している監査業務に関する不服と疑義の申立て
- ii) 当監査法人が定めた品質管理のシステムへの抵触等に関する疑義の申立て
- iii) 個々の監査業務の遂行への不当な干渉に対する疑義の申立て

情報セキュリティ制度

当監査法人は「情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度」に則った情報管理体制を整備しており、ISMS認証基準の要求事項に適合しているとの第三者機関からの証明を受けております。

【認証登録内容】

認証登録範囲 会計監査、システム監査、株式上場支援、公会計、国際業務、コンサルティング及び不正調査

認証基準:ISO/IEC 27001:2013 JIS Q 27001:2014

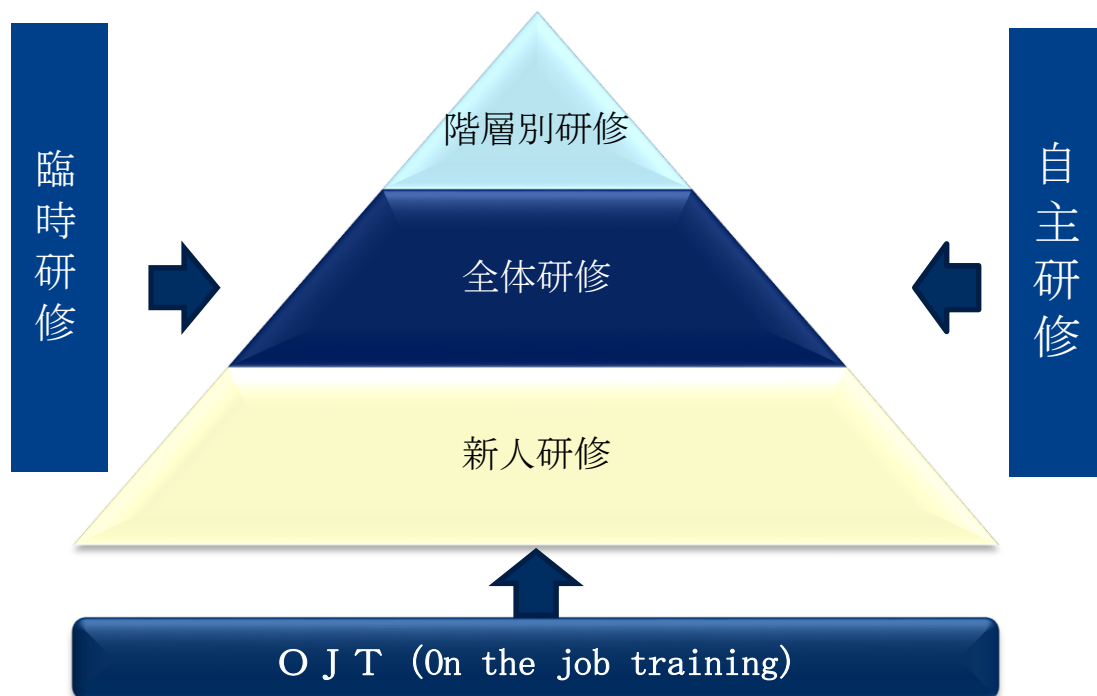
初回認定登録日:2009/10/16 最新発効日:2016/03/03 有効期限日:2018/1

監査の品質を確保するための体制 ～教育研修制度～

教育研修制度

職員の能力向上に資するよう、様々な研修制度を設けています。職階に応じた能力を育成する階層別ステップアップ研修、監査実務に必要な知識・技能を取得するプロフェッショナル研修、各人自らが選択して履修するスキルアップ研修の3つに区分して研修を実施し、専門知識・技能、一般経済知識などの知識研修のほかに、プロジェクトマネジメント、プレゼンテーションなどの一般技能研修を組み合わせ知識と技能のバランス良い習得を進めております。また、このほか職業倫理研修・独立性に関する事例研修などの監査人としての基礎的資質の向上を図る研修にも取り組んでおります。研修につきましては、原則として月に一度、土曜日を研修日として設けて実施しております。研修に対する基本的な考え方と致しましては、不正事例や職業倫理に係る研修など全社員・職員が履修すべきと考える研修項目につきましては全社員・職員合同で実施する他、各年次において必要と考えられる研修項目を各階層別に組んでおります。具体的な研修メニューにつきましては、法人内で研修担当パートナーを定めるほか、各年次から選出したメンバーからなる研修委員会が全職員または各年次に必要と考えられる研修内容を立案しております。

<教育研修制度>



監査の品質を確保するための体制 ～外部レビュー及び検査について～

当法人は、定期的に日本公認会計士協会の品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会の検査を受けております。

これらのレビュー・検査を通じて外部からの監査品質の定期的な検証を受けております。

(1) 日本公認会計士協会による品質管理レビュー

日本公認会計士協会の品質管理レビューは、上場会社等に対する監査業務を行う監査事務所を対象として、原則として3年に1回の頻度で通常レビューが行われます。日本公認会計士協会による通常レビューの結論は、①限定事項のない結論、②限定付き結果、③否定的結論に分類されます。

①限定事項のない結論	レビューの対象とした監査事務所及び監査業務について、品質管理の基準に適合していない重要な事項がない旨の意見
②限定付き結論	監査事務所が実施した監査業務において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念があると認められる旨の意見
③否定的結論	監査事務所が実施した監査業務において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している重大な懸念があり、かつ、個別業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反があると認められる旨の意見

上記通常レビューのほかに、改善勧告事項のある監査事務所に対しては翌年度にフォロー・アップレビューが行われます。

優成監査法人

これら品質管理レビューの結果に応じて、注意、嚴重注意、監査業務の辞退勧告の措置が講じられる場合があります。

当法人では、3年に1回の通常レビューを受けており、当該品質管理レビューにより、限定事項のない結論を受領しております。

(2) 公認会計士・監査審査会による外部検査

公認会計士監査・審査会は、金融庁に設置された独立の監督機関であり、日本公認会計士協会からの品質管理レビュー結果報告を受け、品質管理レビュー制度が適切に運営されているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかについて審査し、必要に応じて監査事務所等への立入検査を実施しています。

立入検査の結果、監査事務所の品質管理のシステムや個別監査業務の不備を発見した場合には、検査結果通知書により通知し、監査事務所においてその改善を促します。監査事務所において監査の品質管理が著しく不十分である場合、監査業務が法令等に準拠していないことが明らかになった場合には、審査会は、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告し、当該勧告を踏まえて、金融庁は、監査事務所に対する戒告、業務改善命令、業務の全部又は一部の停止、解散命令、課徴金納付命令等の行政処分を行います。

当法人は、上記の行政処分を受けたことは一切ございません。

ガバナンス・コードの対応状況

2017年3月31日に金融庁より「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）が公表されました。同原則は、5つの原則から構成され、経営機能を強化し、監査品質の向上や社会からの信頼を高めることを目的として監査法人に対し適用を求めているものです。

当法人は、ガバナンス・コードにおける全ての原則を適用し、実効的な組織運営の実現、組織基盤の健全な成長発展、人材の育成を重点目標と定め、会計監査品質の持続的な向上に取り組んでおります。

原則 1

企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。

対応済

・当法人は、会計監査の専門家として、質の高い監査を実施し、公正なディスクロージャーを実現することを目標とする「社会貢献」、誠実謙虚な行動理念となる「健全な価値観」、人材重視を理念とする「個の尊重・組織の成長」を3つの基本理念とし、全役職員一丸となって業務に取り組んでおります。

原則 2

会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

対応済

・最高意思決定機関となる社員会から経営執行メンバーを選出するとともに、経営執行会議を設置して、組織運営上の重要課題事項への機動的な取組みが可能となる運営体制を構築しております。
・経営執行会議には外部アドバイザー委員も参加し、外部の知見を活用するよう取り組んでおります。

原則 3

監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

対応済

法人全体の組織運営を独立的な立場から評価・監視する外部の第三者機関（アドバイザーボード）を設置しております。現在、アドバイザー委員として弁護士、外部公認会計士を選任しております。

原則 4

組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。人材の育成を強化し会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

対応済

品質管理本部、研修委員会、人事評価委員会を通じて、監査品質を確保する業務ツールの開発・改良、業務への適用局面における研修・周知徹底、公正な人事評価を通じた人材育成並びにフィードバックのPDCAサイクルを運用し、監査品質の持続的な向上に取り組んでおります。

原則 5

本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

対応済

監査品質の向上に向けた現時点の取組み状況を「監査品質向上への取組み」として記載しております。

法人概要

<沿革>

1999年	4月	優成監査法人設立
2009年	10月	関西事務所開設
2010年	1月	優成アドバイザリー(株)設立
2011年	1月	九州事務所開設
2011年	8月	新潟事務所開設
2011年	10月	札幌事務所開設
2012年	11月	東北事務所開設
2015年	1月	中国・四国事務所開設
2016年	2月	クロウホース・グローバルリスクコンサルティング(株)設立

<出資金>

8,950万円 (2017年12月1日現在)

<各事業拠点の所在地>

東京：東京都千代田区丸の内一丁目8番1号

丸の内トラストタワーN館9階

関西：大阪市中央区本町二丁目5番7号

メットライフ本町スクエア8階

九州：福岡市中央区天神二丁目14番2号

福岡証券ビル8階

新潟：新潟市中央区東大通二丁目1番18号

だいし海上ビル5階

札幌：札幌市中央区北一条西四丁目2番2号

札幌ノースプラザ7階

東北：仙台市青葉区中央二丁目2番地1号

仙台三菱ビル4階

中国・四国：広島市中区八丁堀1-4番4号

J E I 広島八丁堀ビル6階

<社員・職員数>

社員 (パートナー)		23名
職員	専門職	185名
	事務職	37名
	小計	222名
法人計		245名

<主たる資格保有者>

公認会計士	109名
公認会計士試験合格者	35名
米国公認会計士 (試験合格者を含む)	3名
システム監査技術者、C I S A	17名

重複保有者・社員の資格者を含むため、上記の専門職人員数とは合致しません。

<関与先クライアント数>

上場会社監査	52社
会社法監査	32社
国立大学法人	1法人
独立行政法人	6法人
公益法人	5法人
学校法人	2法人
労働組合監査	3組合
信用金庫監査	2金庫
上場準備会社・ファンド等	約155社